

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和4年9月14日（水）
午前10時01分～午後1時23分
場 所： 議場

出席委員 (6人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	本間 としえ
	委員	大くま 真一	委員	岩崎 みなこ
	委員	岩永 ひさか	委員	藤原 マサノリ

出席説明員	都市整備部長	佐藤 稔	都市計画課長	松本 一宏
	住宅担当課長	長谷川 啓	ニュータウン再生担当課長	星野 正春
	道路交通課長	檜島 幹夫		
	環境部長（兼） 特命事項担当部長	小柳 一成	環境政策課長	佐藤 彰洋
	地球温暖化対策担当課長	市ノ瀬 聡	公園緑地課長	長谷川 哲哉
	ごみ対策課長（兼） 資源化センター長	薄井 誠嗣		
	下水道事業管理者	森田 佳宏	下水道課長	横堀 達之

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第69号議案 市道路線の認定について	原案可決すべきもの
2 第68号議案 多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定について	原案可決すべきもの
3 第89号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4 所管事務調査 「多摩市気候非常事態宣言」の具体化について	継続調査
5 行政視察について	了承
6 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 「多摩センターの将来のビジョンを描く」進捗状況報告	経済観光課 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
2 多摩市都市計画に関する基本的な方針（多摩市都市計画マスタープラン）の改定について	都市計画課
3 多摩ニュータウン再生の進捗状況について	ニュータウン再生担当
4 都営住宅建替えの進捗状況について	ニュータウン再生担当
5 多摩市居住支援相談窓口の移転について	住宅担当
6 地籍調査事業における実施計画の変更について	道路交通課
7 無電柱化事業の説明会開催について（明神橋通り）	道路交通課
8 市道4-11・4-26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）道路改良工事説明会開催について	道路交通課
9 市道5-35号歩線（レンガ坂）道路改良工事の進捗状況について	道路交通課
10 （仮称）次期多摩市みどりと環境基本計画策定作業の進め方と進捗状況について	環境政策課
11 多摩市再生可能エネルギービジョン策定について	地球温暖化対策担当
12 令和3年度分 多摩市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量算定報告	地球温暖化対策担当
13 公園内駐車場有料化に係る条例改正について（事前説明）	公園緑地課

14	ペットボトル水平リサイクルに関する協定締結について	ごみ対策課
15	百草団地のごみ有料指定袋取扱店について	ごみ対策課
16	令和5年度の有料指定袋の仕様変更について	ごみ対策課

午前10時01分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第69号議案 市道路線の認定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 初めに、第69号議案 市道路線の認定についてである。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、車両での集団移動を伴う現地視察、割愛させていただいている。所管である道路交通課長より、タブレットの委員会説明資料を用いて認定路線の概要をご説明させていただく。

檜島道路交通課長 タブレット資料案件の一番である。市道路線の認定についてである。

それでは、市道路線の認定について、路線の概要等を説明させていただく。1枚おめくりいただいて、2ページ目である。認定路線の位置図である。本案の対象路線の位置であるが、黄色の丸印でお示ししている場所が所在地である。

3ページ目に参って、路線の概要である。本路線については、都市計画法第29条の開発行為により帰属された整備済みの道路を認定したいとするものである。開発以前のものになるが、画面左の住宅地図、右の航空写真に、黄色でお示ししている認定予定路線については、市道1-352号線となり、霞ヶ関公園から東に約80メートルの位置で、旧鎌倉街道に隣接する場所に位置している。

おめくりいただいて、4ページである。路線の現況である。こちらが現地の状況である。写真については、撮影した時点では帰属された道路のみであるが、現在では建物の建築が進んでいる状況である。

ページめくって、5ページ目である。こちらの図面、開発概要図とあるが、開発行為による引き継ぎの道路の形状である。ピンク色の部分が今回認定をする路線である。本路線の認定に伴い、新設道路そのほか街路灯LED灯の3基を引き継ぎの予定としている。

以上が第69号議案の概要の説明である。

佐藤都市整備部長 それでは、議題となっている第69号議案について提案の理由を申し上げます。本案については、都市計画法第29条の開発行為により移管を受けた整備済み道路を市道路線として認定するものである。認定路線の概算数量は、幅員が5.0メートルから5.5メートル、延長57メートルとなっている。これにより市道の路線総数は1,665路線、総延長は約302.4キロメートルとなる。以上について、よろしくご審査の上、ご承認を賜るようお願い申し上げます。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第69号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第2、第68号議案 多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

小柳環境部長 第68号議案、本案は、大規模改修後令和7年1月に再開園を予定している多摩市立多摩中央公園の指定管理者として多摩セントラルパークJVを指定することについてご承認を賜りたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提案させていただいているものである。詳細については公園緑地課長から説明させていただく。

長谷川公園緑地課長 資料をつけているので、タブレットの案件2の資料をお開きいただければと思う。リード文にあるとおり、本件は多摩中央公園大規模改修事業において、Park-PFI制度を活用し、改修整備と併せて民間収益施設

の設置によるにぎわい創出を図るとともに、改修後、創意工夫やノウハウを生かした公園運営を継続的に行うため、指定管理者制度を導入するものである。

1、これまでの主な経過である。令和3年8月に公募の受け付けを開始し、10月22日に予定者を決定し、12月16日に基本協定を締結した。23日に個人情報の取り扱いについて審議会より答申をいただき、令和4年の1月には市民説明会を実施した。これらを経て6月10日にPark-PFIによる整備計画である公募設置等計画の認定を行って実施協定を締結した。

次に、2の指定管理者候補者である。候補者は多摩セントラルパークJVである。当該団体は、物林株式会社を代表団体とし、市内の株式会社富士植木などを構成団体とする共同企業体となる。なお、代表団体は、現在江東区豊洲ふ頭内公園の指定管理を受けるなど実績を有しており、また、いずれの団体も自治体での指定管理者としての実績を有している。

次に、3、指定の期間である。令和7年1月1日から令和25年3月31日までとする。これはPark-PFI制度では、認定公募設置等計画の有効期間が工事着手から20年間であることから、指定管理期間も同様とするものである。

最後に、4、今後のスケジュールである。今回指定管理者の指定をお認めいただいたら、令和5年3月に譲渡契約を締結する。その後改修工事に入り、工期は令和6年12月までを予定している。その後7年1月より指定管理者の業務を開始する予定である。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

岩崎委員 この契約は、パルテノン多摩の5階のレストランのところはまだ事業者が決まらないということで、レストランの部分抜いたような経緯があったかと思うが、そこら辺のところを確認したいと思う。

長谷川公園緑地課長 本指定管理者の指定に当たっては、任意提案であったパルテノン多摩5階の飲食スペースへの出店について、コロナの影響による不調ということでこの出店を今回の提案業務からは切り離し、その分事業者から違

約金を徴した上で今回指定管理者の指定をお願いしているところである。一方で、今回の事業者には、今回の事業の事業外とはなるが、任意協力として出店テナントの可能性は可能な限り探っておいていただいているが、本件に限らずコロナによる飲食店の打撃が大きいという状況も伺っており、こういった状況も踏まえて検討を続けていかなければいけないかと思っている。

岩崎委員 誰のせいでもないという形のコロナ禍での状況であるが、今後18年間という形になると思うが、その間にこのレストラン部分がJVのほうに移る、あるいはそのままパルテノン多摩で引き受けるということの提携や協定というのはあるのか。

長谷川公園緑地課長 パルテノン多摩5階の飲食スペースについては、先ほど触れたとおり今回の中央公園の改修整備運営事業からは切り離したということであるので、JVの業務からは切り離して進めさせていただく。今後のあり方については、庁内でまた検討していかなければと思っている。

一方で、公園内にもPark-PFI制度による収益施設の設置ということで飲食店の設置がされることになるが、今回の指定管理の指定に当たって、そこに入るテナントとJVとの協定書等も確認し、出店と運営が可能だと判断して今回指定の議案を上げさせていただいているような状況である。

岩崎委員 このまま立ち止まり続けるわけにもいかないということでここまで話が詰まったところでは、契約になるということも理解できる。

ただ、今後まだ長いスパンの中でいろいろなことが起こっていくだろうし、コロナ禍もまだ終息していないというところで、先ほど課長が言われたように、新しく収益施設の建物を建てられるということもあった。思っていたとおりにいかないことが多分起こり得るのではないかと思うが、透明性をぜひ担保していただき、一緒になって考えていただきたいと思う。その辺のところの確認できればと思う。

長谷川公園緑地課長 ご指摘ありがとうございます。まさに今回改修整備運営事業ということで、改修整備を行う事業者がその改修整備を行ったハード施設を使ってにぎわい創出のための運営を行っていくということで、その後の運営に当たっては

我々ともこれから長いお付き合いが始まるわけであるが、今回のコロナ禍のようなその時々社会情勢等いろいろあるかと思うので、それはその都度協議しながらいい方向を探って、よりよい中央公園の運営に努めてまいりたいと思う。

岩永委員

これまでの経過ということでは、本来であれば3月に指定管理者の指定という予定だったかと思っているが、それが延長されている関係で今回改めて経過についてのご報告をいただいた。

まず2回の市民説明会が行われているかと思うが、それぞれ何名ぐらい参加者があったのかと、その参加者の世代がどのような感じだったのかというところを何となくでよいので教えていただきたいことと、その説明会の中でどのような市民のご意見があったのかについてお尋ねしたいと思う。

長谷川公園緑地課長 今回の中央公園の改修に係る説明会は、令和4年の1月にまずは事業者が提案してきた内容の説明会という位置づけで2回実施させていただいた。1回目は29名の参加、2回目は53名の参加で、80名ほどの参加をいただいたところである。

また、世代というところでは、その当時の記憶に頼ってしまって大変恐縮ではあるが、いわゆる学生さんの世代はなかなか見受けられなかったような印象があるが、30代以降の年代の方、30代、40代、50代、60代といった方の参加はあったかと記憶している。

また、新しく生まれ変わる中央公園に対していろいろ意見をいただいたかと思っており、まず今回市で全く初めて導入する制度であるPark-PFI制度に関するところでのご疑問点、新たにお店ができるという印象からのご意見等を結構多くいただいたかと記憶している。そういったところもあり、説明会では、Park-PFI制度そのものの説明も丁寧にさせていただいた中で、いろいろ納得いただくように説明には努めてきたかと思っている。

岩永委員

この問題に限らないとは思っているが、こうした市民の説明会の中で出された意見をきちんと記録し保存しておくことが、後からこの公園をどのように造ってきたのかと、要するに職員の皆さんも異動でどんどん変わっていくということからすると、後の世代の皆さんに今の説明会で出たご意

見をきちんと送っていくようなシステムを設けておく必要があるかと思っているが、例えばこういう説明会等が出された意見の記録の保管期間が定められているのかどうかと、どのようにこの記録を残していこうとされているのかについて、今わかっている範囲でよいのでお答えいただきたいと思う。

長谷川公園緑地課長 説明会の実施による意見交換会等の当日の内容の記録文書に関しては、それぞれその文書の保存の種類があるので、それに応じて保管期間もつけられるかと思っている。今詳細がないので、何年かというところは、また後日わかったところでご報告させていただければと思う。また、基本は行政資料として、データ上もそうであるし、紙文書としても保管をさせていただく。

また、今回の説明会で出た意見については、今進めている実施設計に反映させていただいている。今実施設計を進めているところであるが、こちらの説明会も今後予定している。また、今回の説明会に当たっては、事前に意見交換会の場も設けさせていただこうかと思っており、近く広報でもその辺の周知をさせていただく予定である。非常に大規模な公園の改修という大事業であるので、その辺も丁寧にやっていこうかということで進めている。

岩永委員 取り組みも初めてということであるが、市民と一緒にやってきた経過を記録として保存し残していくことは簡単なようで難しいかと思っていて、20年～30年たった後に、あのときどうだったかをきちんとたどれるようにしておく、そのように資料を残しておくことを大切にしておいてもらいたいと思っている。

それから、今後また実施設計を進めていく中では、市民の方にも意見をもらったりして丁寧に進めていきたいというお考えはわかったが、先ほどお話があったようにこれから使っていく若い人たちへの参加も呼びかけてほしいし、子どもたちが自分たちが参加してできた公園だという実感が持てたりすることがその後の公園を市民と一緒に維持していくということにもきつとつながっていくと思っているので、その辺りは事業者任せにするわけではなく、公園緑地課がきちんと間に入りながら地域との連携関係を深めるような動きをと取っていただきたいと思っているが、そのこ

とを確認したいと思う。

長谷川公園緑地課長 ご指摘いただいた点は、今後の公園運営、特に今求められている魅力ある公園運営というところで非常に大切な視点であると、私どもも認識している。そういった意味では、これまで数回開催してきたプレイスメーカーキング社会実験を今年度も実施する方向で今事業者とともに話を詰めている。

こちらのプレイスメーカーキングは、行政や事業者主体ではなく、もともと改修基本方針をつくる際にワークショップで参加いただいた市民の方に独自で出店していただくという、まさに市民主体の公園の催しであるので、こうしたところを今後継続的に発展させていくことで利用者または市民の方にも参加いただくような仕組みづくりの一つとして、この事業も活用していければと思っている。そういったところを通じて、今言われたような取り組みを進めていきたいと思っている。

岩永委員 記録や記憶と言って大変恐縮であるが、市民主体でということも非常によいとは思いますが、それをやっていただきたいと思っているが、市民主体のワークショップ、市民の間でやられていることがどのように行われているかを記録することもある意味大事な作業だと思っているので、その経過を知っていることが、実は後々何かをやるときに、あのときどうだったかと振り返るときの本当に貴重な資料になっていくことを意識しながらぜひ取り組んでいただきたいということを最後に申し上げておきたいと思う。

岩崎委員 先ほども丁寧にご説明いただいたが、今工事等だと半導体が不足しているという遅れるということを知ることが、今は準備段階なので抑えていったりするのかと思うが、タイムスケジュールを今回図書館などもきちんとわかりやすく見やすくしていたが、どのように公園がなっていくのかとともにどのように時系列で動いていくのかも、これからJVの手に渡っていくが、お示しいただけるような広報的な形でやっていくことをぜひお願いしたいが、いかがか。

長谷川公園緑地課長 言われたとおりまだ実施設計の段階で詳細を詰めているところであるので、先ほど触れた説明会、意見交換会等で今後の進め方をしっかり周知していければと思う。

一方で、今回事業者が運営していくということで、新しく中央公園のホームページを独自に立ち上げたところでもある。民間の視点も含まれた、映像もバラエティーに富んだホームページができているので、そうしたところも使いつつ、またSNS等も駆使していきたいということで準備をしているので、周知はそういった形で徹底していきたいと思う。

岩崎委員

SNSを活用していただくのは本当によいことだと思うが、あそこはレンガ坂あるいは迂回して通られる方が多い。それで、結構いろいろなものが掲示されていると立ち止まられている方もいるので、アナログ的ではあるがそういうものも見ていくのと、結構低いところに張っていただくと子どもたちも見たりしているので、それこそ20年たつと今10歳の子どもが30歳になっていくので、ぜひ両方の面からお願いしたと思う。

それと、使える場所が全くなくなってしまう時期があるのか、あるいは常にどこかしらは使えていくのかというところの流れはどのようになっているのか。

長谷川公園緑地課長 今回CMAの取り組みというところもあり、それぞれ各施設の改修スケジュールも異なっている中で、全く場所が使えないということではCMAの取り組みも進まないのでは、工事については一斉に全封鎖するという形ではなく、部分開園しながらやっていくことを要件にして募集している。まだ詳細を詰めているところであるが、使えるところは開放して工事を進めていく予定である。

岩崎委員

まだいろいろ決まってないところも多いと思うが、ぜひわかっているところは公開していくような形でよろしくお願ひしたいと思う。

松田委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第68号議案 多摩市立多摩中央公園の指定管理者の指定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸

君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第89号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、第89号議案となる多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご審査の上ご承認賜りたく、よろしく願います。詳細については横堀下水道課長よりご説明差し上げる。よろしく願います。

横堀下水道課長 資料はサイドボックスの案件3となる。こちらは6月の生活環境常任会の協議会において事前に概略の説明をさせていただいているが、今回の条例改正は、職員の定年を65歳まで段階的に引き上げるとする令和5年4月1日施行予定の地方公務員法改正に起因するもので、関係する給与条例等の改正議案を市長部局側において本議会に提案している。

下水道事業で管理をする多摩市下水道職員の給与の種類及び基準に関する条例においても、引用している地方公務員法の条項にずれが生じることや、文言を追加変更する必要が生じることから、本条例を改正するものである。

資料中段の新旧対照表の抜粋をご覧願う。改正前は、条例第2条及び第23条において現行の再任用短時間勤務職員を示す地方公務員法第28条の4から第28条の6となっている条文を第22条の4第1項及び定年前再任用短時間勤務職員に改めている。また、併せて条例の附則に2点項目を加えている。1点目は、60歳を超える職員の給料について、60歳時の給料に100分の70を乗じて得た額とすることを下水道事業管理者が別に定める旨を規定している。2点目は、定年引き上げ途中で退職後から65歳まで再任用される暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用職員短時間勤務職員と同様の取り扱いを行う旨を規定している。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第89号議案 多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、所管事務調査 多摩市気候非常事態宣言の具体化についてを議題とする。

本件は継続案件である。

生活環境常任委員会では、令和3年6月16日に多摩市気候非常事態宣言の具体化についてを所管事務調査として位置づけた。所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、宣言の具体化に向けて、講師を招いた勉強会のほか、先進的な取り組みをしている企業、自然エネルギーの普及に携わっている協会の環境配慮に関する取り組みを紹介している施設へのヒアリングや視察などを行い、学びを深めてきた。

そして、前回6月23日の生活環境常任委員会では、本委員会で行う気候非常事態宣言の具体化に向けた取り組みの内容として、これまで進めてきた勉強会や環境に配慮した先進的な取り組みをしている市内企業等へのヒアリングに伺った結果を整理し報告書にまとめること、加えて所管課へのヒアリングや先進市への視察を通して本市でもできそうな試み、推進すべき取り組みについて調査し、報告書に記載した上で、提案として市長へ報告書を送付することを目指して進めていくこと、以上のことが確認されている。

今後もこの方向で所管事務調査を進めていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。
 この際暫時休憩する。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
 今後の活動予定について、これより委員間の意見交換を行いたいと思う。
 これにご異議ないか。

 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。
 この際暫時休憩する。

午前10時34分 休憩

午前10時36分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
 ただいまご意見を伺ったところ、これまでの専門家を招いての勉強会、また先進的な取り組みを行っている市内企業等への視察、決算評価の勉強会で行った所管課へのヒアリング、そして10月に伺う先進市小田原市への視察、ここまでを行うことにより多摩市気候非常事態宣言の具体化についての調査活動もほぼ整理のめどがつくこと、また、気候非常事態ということから、所管事務調査報告書に盛り込む提案等を来年度の事業展開、また可能であれば予算にも反映していただくため、報告書は12月までにまとめてはどうかというご意見があった。

 したがって、次の12月議会で所管事務調査の最終報告を行い、市へ報告書を送付することで所管事務調査を終えることとしたいと思うが、これにご異議ないか。

 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。
 これをもって意見交換を終了する。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告する。報告の内容については委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

それでは、本日のご意見を受けて今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることにする。
この際暫時休憩する。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

日程第5、行政視察についてを議題とする。

本件については、本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。前回6月の協議会では、市長への提案として報告書に記載する本市で推進すべき取り組み等の検討に向けて、視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調査の結果、10月に小田原市へ行政視察に伺うこととした。よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書(案)のとおり、委員の派遣については、日時は10月21日、午後1時30分から。場所は小田原市役所。目的は二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた先進的な取り組みを行っている市へ視察に伺い、今期の生活環境常任委員会の所管事務調査事項と位置づけた多摩市気候非常事態宣言の具体化についての取り組みの参考とすることである。経費は約1万1,000円である。資料の委員派遣承認要求書で、数字のカンマの位置が違っているので修

正して出したいと思う。以上の内容で実施することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。
続いて日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。
この際暫時休憩する。

午前10時41分 休憩

(協 議 会)

松田委員長 ここで協議会に切り替える。
それでは、1番、「多摩センターの将来のビジョンを描く」進捗状況報告について市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 協議会案件であるが、1番から9番までが都市整備部の案件になる。効率的なご説明ということで、案件ごとに各課長からご説明をさせていただきたいと思う。なお、3番と4番については関連性が深いので、併せてご説明させていただければと思う。

松本都市計画課長 多摩センターの将来ビジョンを描く進捗状況報告についてご説明させていただきます。本件については、9月12日に行われた総務常任委員会の協議会でも報告された内容になる。資料については、サイドブックの総務常任委員会のフォルダの令和4年9月12日の協議会10の資料をお開きいただきたいと思う。

1番、経緯からご説明させていただきたいと思う。多摩センターの今後を考える動きについては、「行動指針（令和4年度～6年度）～多摩センターのこれからのあゆみ方～」に基づき、本年度よりスタートし、令和4年6月議会に行動指針及び令和4年度の動きを報告させていただいた。また、関連する補正予算をお認めいただき、本格的な動きを開始したところである。

進捗状況である。6月にもご報告させていただいたとおり、多摩センター活性化に関連する事業は、多摩センター地区活性化推進会議及び下部組織

である担当者会議・部会、ワーキングで検討を実施している。庁内組織では「まちづくりからまちづかいへ」といった起点をもって、まちの声を収集しながら将来のビジョン（仮）の策定に向けた動きを進めるとともに、都市計画に係る調査、手続の整理など、10年、20年先の将来に向けた検討もスタートしている。また、令和4年3月には多摩中央公園・多摩センター連携協議会が設立され、多摩中央公園を中心とした回遊性とにぎわい創出に向けた連携がスタートしている。

「まちの声」を聞くこととして、市民に向けた企画については、庁内ワーキングに加え、地域ステークホルダーの若手メンバーを中心とした集まりにおいて、「まちの声」を集める企画の検討を6月末より本格始動している。7月23日には第1回多摩センターの未来をデザインするワークショップを開催し、先週末9月10日にも第2回の企画として座談会形式のイベントを多摩中央公園内で開催した。8月末には多摩センターに施設を所有する立地企業との意見交換会を経済観光課で実施している。また、遊歩道の使い方、通行滞在等に関する実態調査についても事業者を決定し、道路交通課を中心に検討を開始している。令和4年度は、様々なまちの声を収集、ストックし、ビジョンの仮設定をしていく。その過程では、今後まちのことを一緒に考えていく仲間探しもしていきたい。

2ページに参る。令和4年3月に設立した多摩中央公園・多摩センター連携協議会については、6月に実施協定を締結したTAMAセントラルパークJVが正式に事務局となり、本格的に活動を開始している。令和4年7月1日のパルテノン多摩グランドオープンに合わせ、連携協議会イベントを開催した。また、連携協議会を主体とする発信媒体を今後追加し、連携協議会会員が実施するイベント情報の発信などを実施していく予定となっている。3月末には、TAMAセントラルパークJVを中心としてパークライフショーを開催し、実際の公園改修に近い体験の場とするとともに、連携協議会としても公園内を盛り上げるものとして実施していく予定となっている。

本取り組みに関連する主な企画概要について少しご報告をさせていただきたいと思う。6月7日にまちぴかDAYを実施したが、清掃しながらまちを見る機会として多摩センター地区協議会の定例清掃に合わせて多摩セン

ターのペDESTリアンデッキの側溝清掃、草むしり等を地区協の方々、市職員、市民、議員の方々にもご参加いただいて、約70名で実施している。

7月2日・3日のパルテノン多摩オープン企画は、多摩中央公園・多摩センター連携協議会主催のもと行われ、ワークショップ各種等で延べ949名の参加があった。

7月23日には第1回多摩センターの未来をデザインするワークショップを行い、21名の参加をいただいた。参加者は、自己申告により、遊び、ビジネス、子どもの3グループに分けて意見交換を行っている。家や学校職場ではない、外や地域での思い出体験や楽しかったことをきっかけに、そういったことを多摩センターでやったらどのようなことができそうなのかといった話を展開していった。各テーブルそれぞれ思い出の発信が活発にあり、それぞれ様々な体験からの発信やキーワードが出てきたところである。多摩センターでこういうことができたらと具体的な意見も出てきた一方で、多摩センターについてはサンリオがある特別なまちという印象があるが、隠れ家的な空間や時間的な空間があまりない、夜に行きたいお店が少し少ないなどの意見も出たような状況である。

8月26日は業務系の企業を対象、8月29日は商業系の企業を対象に、多摩センター立地企業意見交換会を実施し、それぞれ6社、7社に参加いただいている。業務系企業の意見交換会では、10年20年先を見据え、企業が位置づけたい町、リモートワークが進む昨今、多摩センターにおけるこれからの事業所のあり方、住民周辺企業などとのこれからの関わりをテーマに意見交換をした。

主な意見としては、災害に強いことで多摩センターを立地条件に選んだ、災害に強い環境を引き続き継続してもらいたいというような意見、交通利便性がよいので、アクセスしづらい方面などもあるが、リニア中央新幹線、モノレール延伸も含めてアクセスが向上するとよいといった意見、また、ホテルは人流が戻ったときにニーズが上がってくるのではないかといったものが挙がっていた。

商業系企業の意見交換会では各商業施設における多摩センターの位置づけ、特徴、10年20年先を見据え、どのようなまちで、どのような商業施

設としていきたいかをテーマに、意見交換をした。主な意見として、雨天時のペDESTリアンデッキへのアクセスといったところでは、雨が降るとぬれる、滑る、その辺を考えていただきたいといったご意見、居住者をふやしていくのか来街者をふやしていくのか、軸が一つあるとよいのではないかとといったご意見、あとパルテノン多摩、図書館、公園のリニューアルなどで利用者がふえるとよい、物を買うだけではなく集う場所を大事にすべき、サテライト店舗などをちりばめられると商業をやっている意義が高められると思うといったご意見があった。

9月10日の第2回ワークショップ、多摩センターで「たき火を囲もう」は16時から20時で開催したが、現在内容、人数などを整理中である。たき火しちりんなど6つのサークルを設置したところであるが、80人から100人ほどの参加者があった。お子様連れの参加者が多くあったような状況である。意見としては、物がそろっている、生活しやすい、緑が多い、このような夜のイベントもあつたらとの声が上がっていた。なお、この6月7日、7月23日、9月10日に実施した企画は、庁内ワーキングの取り組みから実施したものである。

今後の予定である。これらの意見なども踏まえて、来年1月には「多摩センターの将来ビジョン（仮）」を策定し、ビジョン（仮）をもとに仮説の検証をしていく予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 こういう日程によってこうやって集まっておられるということであるが、場所はどのようところでやっているのか。いつも7月23日参加者と書いてあったり、8月26日企業が来ておられる集まりをしていると思うが、どういう場所を使っておられるのか。

松本都市計画課長 7月23日のワークショップについては、パルテノン多摩の会議室を利用させていただいた。また、8月26日・29日はココリアホールを使わせていただいた。多摩センターを拠点として、いろいろなところの場をお借りしてさせていただいたような状況である。

岩崎委員 その都度その都度人数の予定に合わせて場所を変えているということ、今までそういう状況で不都合がなかったということか。

松本都市計画課長 今までそういったところでの不都合はなかった。できるだけ多くの方々が集まっていたけるような環境というところで場所を設定しているような状況である。

岩崎委員 これから違う案件が出てきて令和5年になっても続いていくと思うが、実際にこういう活動は、こうやっていると色々な公共施設を使うという状況で進めていく予定かお聞きする。

松本都市計画課長 現時点ではそのような方向で考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、多摩市都市計画に関する基本的な方針(多摩市都市計画マスタープラン)の改定について、市側の説明を求める。

松本都市計画課長 多摩市都市計画に関する基本的な方針(多摩市都市計画マスタープラン)の改定についてご説明させていただく。こちらについては、生活環境常任委員会のフォルダの資料、9月14日のフォルダの中の協議会2の資料である。縦置きのものとは横置きのものがあるが、縦置きのものの方をお開きいただけたらと思う。

1番、経緯である。平成25年に改定を行った多摩市都市計画マスタープラン、現行の都市計画マスタープランは、おおむね10年後を改定の目標年次とするとしており、更新を検討していく時期を迎えていたが、コロナ禍による社会情勢の変化も踏まえた改定が必要であると判断し、時期を見送っていた。令和3年度第3回多摩市都市計画審議会において、令和4年度上半期はコロナ禍の情勢を注視しつつ、可能な内部検討を進め、令和4年度下半期をめどに、改定に係る委員会の設置、検討を始め、令和6年度末を目標に都市計画マスタープランの改定を目指すことについて了承が得られている。

なお、令和4年8月18日の多摩市都市計画審議会で都市計画マスタープラン改定に向けた協議を行い、方向性や手法等についてご意見をいただいている。

2番、都市計画マスタープラン改定におけるポイントをご覧願う。平成25年度の都市計画マスタープラン改定以降、都市計画運用指針で示され

た課題についてである。都市計画運用指針は、国の都市計画制度に係る全体的な指針である。都市政策を進めていく上での原則的な考え方が示されているが、現行の計画策定後に追加された課題として、地震、火災等による大規模な都市災害からの復興に向けた都市整備の方針、財政面経済面において持続可能な都市経営の実現、脱炭素型まちづくりの実現などが挙げられる。

次に、多摩市が抱えるまちづくりに関する課題についてである。都市計画マスタープラン改定に当たっては、様々な計画と連携した内容としていく必要がある。東京都の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランや多摩ニュータウン地域再生ガイドライン等々との整合性を図る必要がある。今後策定される（仮称）第六次多摩市総合計画や（仮称）産業振興計画（商業活性化計画）、（仮称）観光まちづくり基本方針など関連する計画との整合性を図る必要もある。

また、多摩ニュータウン再生方針、多摩ニュータウン リ・デザイン諏訪・永山まちづくり計画など、ニュータウン再生に係る方針を反映する必要がある。また、市の交通マスタープラン、住宅マスタープランとの連携の取れた計画とする必要がある。令和7年度を目途に具体化をしていくことを目的として策定される多摩センターの将来ビジョン及び構造戦略との連携が図れるものとする必要がある。

こちらにはお示ししていないが、健幸まちづくりや多摩市気候非常事態宣言など、今後策定される総合計画に盛り込まれる内容などとも連携した内容としていく必要があるし、多摩都市モノレールの町田方面延伸に係る取り組みの方向性とも整合性を図る必要がある。このように都市計画マスタープラン改定の方向性としては、国の指針や多摩市が抱える課題を整理しながら改定を進めていきたいと考えている。

具体的なスケジュールや手法については、もう一つの資料、横置き資料、多摩市都市計画マスタープラン改定スケジュール案をご覧いただけたらと思う。こちらは、表の上から、令和4年度から令和6年度までの都市計画マスタープラン改定に係る全体の流れ、また、上位計画関連計画の流れ、都市計画審議会、庁内検討委員会、都市計画マスタープラン改定に係る特別

委員会の3つの会議の開催スケジュールをお示ししたものである。一番上にお示しした全体の流れは、おおむねこのようなスケジュールで進みたいと考えているが、その中でもポイントとなるところについてご説明させていただく。全体の流れをご覧願う。

令和4年度中については、秋には市民意向調査都市計画マスタープラン改定に向けた市民説明会を行い、年度末には都市計画マスタープランの目標の達成状況や、各課の計画や行っている事業との連携、整合性を図る必要があるという項目などの確認を行う各課ヒアリングなどを行っていきたいと考えている。令和5年度中には都市計画マスタープラン改定に係る特別委員会の意見をもとに骨子案を策定し、市民向けに中間報告説明会を行い、地域別市民ワークショップを実施し、地域別まちづくりの方針を整理した上で原案を作成していきたいと考えている。令和6年度については、原案についてパブリックコメント市民説明会を実施し、改定案のパブリックコメント実施も含め、改定に係る都市計画上の進め方を進めた上で、改定後の都市計画マスタープランを公表していく流れを考えている。

なお、ただいまご説明した内容については、令和4年8月18日の都市計画審議会委員に都市計画マスタープランの方向性や手法等について協議した中でご議論をいただいている。おおむねこのような流れで検討を進めていくことについて了承は得られたが、都市計画マスタープラン改定に当たっては、障がいの方などが改定に携わることができるようアクセシビリティの確保などを検討する必要があるのではないか。

都市計画マスタープランのつくりとしては、市が抱える課題を記載し市民に知ってもらうこと、それらの課題の解決方法を書いていくようにしなければならないのではないか。市民ワークショップ等の開催に当たっては、幅広い年代・性別の方を集められるように進めていただきたい。既存地域のまちづくりについてもしっかりと議論していただきたい。

庁舎の建て替えあるいは移転は、庁舎の場所や耐震性広場の確保、防災機能を集中させることなど、都市の防災性の向上復興まちづくりの視点から考えると、先延ばしはできないまちづくりの重要な課題であるというご意見をいただいている。このようなご意見も踏まえた上で都市計画マスター

プラン改定を進めていきたいと考えているのでよろしく願います。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、続いて3番の多摩ニュータウン再生の進捗状況についてと4番、都営住宅建替えの進捗状況について、一括して市側の説明を求める。

星野ニュータウン再生担当課長 それでは、冒頭で都市部長よりお断り申し上げたように案件3番の多摩ニュータウン再生の進捗と、4番都営住宅の建て替えの進捗状況について一括ご説明を申し上げます。

まず多摩ニュータウンの再生の進捗の状況である。まず1の経過についてである。令和2年度より、多摩市ニュータウン再生推進会議で検討いただいている南多摩尾根幹線沿道土地利用方針と愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画について、令和3年度末に素案の取りまとめをいただいている。令和4年度は行政方針・行政計画として取りまとめをしていく予定である。特に尾根幹線沿道の土地利用方針に関しては、6月下旬から7月上旬にかけて市民説明会に先立って、影響が大きいと考えられる諏訪・永山地区の尾根幹線至近の自治会管理組合の役員会、理事会等へのご説明をさせていただいている。

市民説明会については、資料に記載のとおり7月16日、22日、27日に開催をしている。市民説明会での質疑であるが、まず土地利用方針については、尾根幹線の完成時期に関するご質問、土地利用転換は事業者・市にとっては税収の確保で良いことかもしれないが、居住者にとっては静閑な環境を求めて家を購入しているのでなかなか納得できないといったご意見もあった。

また、南永山小学校跡地に置かれている図書館工事に伴う残土の搬入に伴う騒音等についてご意見があったので、こちらについては所管にご意見の趣旨を伝えている。それから、まちづくり計画については、第三小学校の建て替えの時期の確認、市庁舎の建て替えの時期の確認等、乞田川の川辺環境を生かしたイベントなど実施できないかといったご意見などもあった。本年度第1回目の多摩市ニュータウン再生推進会議は8月10日に実施し

ている。

次に、今後の予定である。9月5日号のたま広報でもお知らせをしているが、9月26日から10月26日までの間、それぞれ土地利用方針、まちづくり計画についての原案のパブリックコメントを実施する。現在関係者による最終チェックを庁内外の関係者で確認しているところであるので、確認作業を終了したらサイドボックスに掲載をさせていただきたいと考えている。パブリックコメントの実施後、11月に第2回の再生推進会議、年明けの1月から2月ぐらいにかけて第3回の再生推進会議を行い、本年度末には土地利用方針、まちづくり計画を決定していきたいと考えている。

次に、その他についてである。8月の18日から21日の4日間、永山団地名店街・永山南公園においてプレイスメーキング社会実験を踏まえたイベントをUR都市機構と京王電鉄の主催で実施した。こちらは別添の資料の1の1でチラシを添付させていただいている。また、10月下旬にもUR都市機構がメインとなってこちらでイベントを行う予定と伺っている。それから、UR諏訪団地の建て替え事業について、工事施工者が決定したと報告を受けている。今後近隣住民への事前説明が行われると伺っている。

引き続き、4の都営住宅の建替えの進捗状況についてである。諏訪団地では第2期工事に係る実施設計を行っている。7月には諏訪4丁目・5丁目にお住いの方に今後の建て替え流れについて東京都よりお知らせが配布された。また、諏訪4丁目－1の街区のA棟のすみれ幼稚園の東側の住棟になるが、こちらの事業着手届が提出され、具体の建築工事が始まると伺っている。

次に、東寺方・和田・愛宕団地であるが、旧西愛宕小学校跡地に建設中の住棟については、完了が令和5年の秋になるとのことである。移転対象となる自治会住民へは、9月2日に東京都よりお知らせが配布されたとのことである。

和田・東寺方団地については、今後実施設計を発注予定とのことである。

以上、雑駁であるが、協議会案件の3・4についてまとめてご説明をさせていただいた。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、多摩市居住支援相談窓口の移転について、市側の説明を求める。

長谷川住宅担当課長 それでは、協議会の5、多摩市居住支援相談窓口の移転についてをご覧願う。居住支援相談窓口は、ベルブ永山のしごと・くらしサポートステーションに併設されており、現在4階で一体的に運営をされている。このたびの庁舎狭隘化対策に伴い、しごと・くらしサポートステーションが2階に移転することから、ご報告をさせていただくものである。

資料中の1に記載のとおり、移転して2階で運営を開始する日は10月11日の火曜日である。移転先はマイナンバーカードセンターの隣である。10月9日及び10日の日曜日、祝日で移転作業を行うため、相談窓口を臨時で閉所する日はない。

移転後の施設状況概要については、資料中2に記載のとおりである。なお、開所日時については移転後も変更はない。月曜日から金曜日の9時から6時と土曜日の9時から5時、日曜・祝日・年末年始は休みである。

3の周知については、福祉総務課においてしごと・くらしサポートステーションの移転について9月20日のたま広報等でお知らせを行うので、その中で併せて周知をさせていただく。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて6番、地籍調査事業における実施計画の変更について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、タブレット資料6番、地籍調査事業における実施計画の変更についてというところである。地籍調査事業については、令和8年度の完了を目指して実施していると、令和2年9月の常任委員会でご説明をさせていただいたところである。現在東京法務局において筆界を特定する制度を視野に、地籍調査事業の今後の進め方、実施エリアなどの変更について、改めてご説明をさせていただきたいと考えている。

資料の1番の(1)地籍調査事業の概要というところである。改めてであるが、道路と民有地、民有地と民有地との土地の境界全てを明らかにして登記簿や公図の修正等を行い、財産の保全、災害時の迅速な復旧に寄与するなど、その基礎資料を作成する事業である。

(2)の実施計画の変更の経緯であるが、令和2年度時点で予定している地域の面積ベースで90%を超えるエリアで現在完了となってきたが、今後聖ヶ丘3丁目地区、連光寺1丁目地内での公図混乱、所在不明者が多く見られる地域、こういったところに入っていくところである。当該エリアについては、現状で資料が不足する等の課題があり、地籍調査事業では高い事業効果が得られないといった懸念がある。

令和2年度の国土調査法の改正によって、①一部地権者の同意と公告をすることで境界確認が可能になったこと、②法務局の権限で筆界の特定が可能になったこと、③所在不明者の探索権限が付与されること、これら3つの方法が規定され、課題のあるエリアに一定のめどが立ってきたところであるが、この制度の利用については手続や対応等に長期間を必要とすることが想定されているため、現状の事業規模では対応が困難な状況が想定されてきた。そのほか、新型コロナウイルス感染症の予防対策への配慮もあったが、令和2年度の実施計画変更において調査地区を4地区から8地区へ細分化し、全体の調査期間を令和6年であったものから令和8年度へ2年間延伸したというご説明をしたところである。

ページをめくって、2の変更内容である。主な変更点は2点である。①令和4年度の調査範囲(聖ヶ丘三丁目B地区)を修正する。左側の絵であるが、令和2年度にご案内した調査エリアで、「東部B」と記載があるが、右側の絵の「聖ヶ丘三丁目B」というエリアに変更して令和4年度に実施していき、名称とともに実施範囲を変更したいと考えている。②の東部団地地区の名称を「聖ヶ丘三丁目地区」と改めさせていただく。これまで聖ヶ丘三丁目東部団地エリアを左側の絵のように「東部A地区」という呼び方をしていたが、今後住所地で統一した呼称とするようにしたいと考えている。

3の変更理由であるが、聖ヶ丘三丁目C地区・D地区については、公図混乱や所在不明者の土地が数多く散見されているので、さらに既存資料、開発

当時の土地の測量図の不足等の課題が多く見受けられ、多摩市が行っている地籍調査事業、一筆地調査では十分な事業効果が得られないことが考えられており、筆界未定の土地が多く発生する可能性があるかと判断している。こうしたエリアをまとめるなどして、事業を円滑に進めようと考えている。今後聖ヶ丘三丁目C地区・D地区においては、法務局と相談しながら事業を進めていくことを考えている。

4の今後の予定であるが、令和4年9月中旬以降、令和4年度の地籍調査実施範囲について、自治会等地域への周知を行っていく予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、無電柱化事業の説明会開催について(明神橋通り)、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて協議会7番である。無電柱化事業の説明会の開催について(明神橋通り)の件である。市道1-3号幹線、通称明神橋通りであるが、無電柱化事業について、現在東京都の無電柱化チャレンジ支援事業の補助制度を活用しながら、令和2年度から進めているところである。無電柱化事業については、防災機能の強化、安全で快適な歩行空間、都市環境の創出など、電線を地中化することで良好な道路空間を確保するために進めているところであるが、来年度以降より工事を進めていくに当たって説明会を開催したいと考えており、そのご案内である。

日時は令和4年12月17日、土曜日、午前10時から12時、会場は関戸公民館大会議室で行う予定である。なお、周知方法については、11月5日のたま広報、市公式ホームページ、明神橋通りの沿道にお住まいの方にはポスティング、近隣自治会等への事前説明等を行っていく。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、市道4-11、4-26号歩線(諏訪・永山触れあいの道)道路改良工事説明会開催について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 続いて協議会の8番である。市道4-11、4-26号歩線（諏訪・永山ふれあいの道）道路改良工事説明会の開催についてである。これまでも数回事業概要等を説明してきたが、こちらも改めてというところであるが、当該道路については整備後約30年が経過しており、各所の老朽化、値上がりの問題、街路樹の腐食、繁茂した樹木による鬱蒼とした状況等、安全で快適に通行ができるようバリアフリー化や街路灯のLED化、手すりの設置とリニューアル工事を実施していく。

主な改修内容であるが、案内図の右側に記載している。①現状で4メートル確保できていないところを含め4メートル以上確保して舗装打ち換えを行う。②経年劣化により傷んでしまった街路樹を更新する。なお、地区東側にある状態のよいソメイヨシノは伐採しない。③植栽する街路樹は植栽間隔を広げて明るさを確保する。④斜面緑地の樹木を間伐する。⑤破損や老朽化した柵等を更新する。⑥瓜生小学校側へ下りる階段に手すりを設置する。

(2)の工事説明会についてであるが、日時を令和4年10月8日、土曜日、午前10時から12時、場所は多摩市消費生活センター講座室、ベルブ永山の3階である。対象は市内在住・在勤・在学者、定員は30名先着順としている。募集については、9月5日号のたま広報、市公式ホームページで既に行っている。募集期間は9月12日～30日までとし、QRコードからも可能になっている。

(3)の工事期間であるが、令和4年9月下旬から令和6年1月下旬を予定しており、令和4年度については主に市道4-11号歩線、令和5年度は市道4-26号保線を予定している。

なお、(4)その他であるが、令和3年度に行ったワークショップ形式による意見交換会の内容を反映した計画、こちら3月の常任委員会でご案内した内容から一部内容を変更している。それが次のページである。

右下に、四角で囲った主な変更点ということで赤のマーカーで記した部分がある。前回ご説明した内容から変更した部分になる。1つ目は、マンション5号棟地区東側のソメイヨシノについて6本残すところ、東側の桜も1本さらに残して7本残すことにする。2つ目として、マンション5号棟と6号棟の間のクスノキ2本残すところを3本残すことにしている。それぞ

れ1本ずつ残すことについては、沿道の複数の住民の方から残してほしいとの要望があったことと、比較的樹木の状態がいいこと、警察との協議の中でラバーポールを設置することで安全対策が講じられるといった見解もいただいたので、2本を残すこととした次第である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番、市道5-35歩線(レンガ坂)道路改良工事の進捗状況について、市側の説明を求める。

檜島道路交通課長 それでは、協議会9番、市道5-35号歩線(レンガ坂)の道路改良工事の進捗状況についてである。市道5-35号歩線(レンガ坂)の道路改良工事の進捗状況であるが、7月下旬から工事箇所を西側から東側に移し、現在は東側、公園側の撤去工事を進めているところである。樹木の植栽については冬場を実施する予定である。また、レンガ坂橋の補修工事については12月頃までに完了する予定である。10月からはレンガ坂南側の四角い広場に着手していく予定である。

(2)の舗装デザインコンテストの経過報告であるが、8月31日時点で640票の投票があり、シンプルな一色のデザインが110票、玉吹き色のデザインが260票、2色デザインが270票で、投票状況については9月2日に中間報告としてホームページや現地等で行っているところである。

ページをめくって、(3)レンガ坂南側広場等の工事内容についてである。レンガ坂南側の四角い広場について、当初はロータリー形状のベンチを設置する予定であったが、これまで行ってきた工事説明会や追加説明会等いただいた意見から今年2月に行った整備方針説明会の中で、中央のロータリー形状のベンチは設置しないことをご説明をしたところである。以後、設計内容の変更を行い、右上が図の当初の設計から中央のベンチを削除した絵である。10月頃から広場の工事に着手していくので、当初の内容から変更した点についてご案内する。

下側の絵の赤で示した部分が主な変更点になるが、これまでの説明会等の中でも、ロータリー形状はやめてほしい、広場として残してほしい、スク

エア形状が望ましい等の意見、既存の材料をなるべく生かしてほしいといった意見を頂戴していたので、既存の形状を生かしつつ、既存の柵などの材料も生かした内容としている。

まず、植え込みますの形状についてはスクエア形状とし、自転車・歩行者専用道路の接続部分は間口を広くとっている。また、広場中央の排水施設は、高さを調整するなどして最終再利用できるように工夫していく。長ベンチは、当初とは形状が変わっていくが、植え込み地に設置していく。それから、左側のレンガ坂にある赤丸で囲った3本のユリノキについてであるが、整備方針説明会の中でも公園の改修内容と併せて一体的に考えていく樹木としていたが、現在TAMAセントラルパークJVに中央公園改修に向けて実施設計を進めていただいております、中央公園とレンガ坂の一体的な利用ができるよう設計作業を進めていただいております。

また、多摩中央警察からは、今後の自転車と歩行者の通行ルールづくりにおいては、安全面から見ると自転車と歩行者を分離しないのであれば通路部分の街路樹は危険であるということ、現在の樹木の位置では左右均等の幅が取れていないので通行上危険ではないか、このような見解が示されている。したがって、多摩中央公園とレンガ坂の一体的な利用を目指し、引き続き公園所管とTAMAセントラルパークJVとの連携を図りながら設計を進めていきたいと考えており、このたび伐採作業を進めさせていただきたいと思っております。

なお、この3本のユリノキについては、9月下旬までには伐採を行いたいと考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

本間委員 広場について、既存の樹木を残してほしいというご意見で残すようになったというお話をいただいた。こちらの安全が確保できるのか、それだけご説明願う。

檜島道路交通課長 四角い広場のユリノキであるが、既存の植栽ますの中にあるということ、それから新しくしつらえる植栽ますの中にも収めるということ、そういったことから通行する部分にはかかってこないということと、あと先般ご案内した支柱を行うので、安全性については確保できるものと考えている。

め、審議会に地球環境分科会と循環自然環境分科会を設け、審議の充実を図ることとした。さらに、全体をコーディネートしていただく役割を担う幹事会も設置をした。こちらがどのようなイメージかというものは資料3をご覧願う。これを見ていただいて図式などでわかりやすくつくっているが、事務局とコンサル、私たちが原案をつくったものをまずは幹事会にお諮りし、そこで全体の方向性や5つの分野がきちんと網羅されているのかをまずはしっかり確認していただいた上で分科会に上げていただくといったものである。

各分科会については、こちらに書いてあるような内容の部分を中心に話し合っていていただく形になるが、どちらの分科会にもこの幹事会のメンバー、会長と職務代理、分科会の座長2名が入るので、分かれて議論するわけではなく、それぞれ主要な4人が入った上で有機的に議論を進めていくような形になる。また、幹事会については、トータルコーディネーターというような役割で審議会にも関与していただく形で進めていきたいと考えている。

では、資料1に戻って、4番、予定する市民協働手法である。今まさに検討して大分全容が見えてきたところであるが、まだ少し議論が必要で、ここは概要だけお話ししておく。

まず12歳以上を対象に無作為抽出による市民アンケートを行っていく。2つ目に、小・中学生及び若い世代を交えたワークショップを行い、取り組みの方向性の共有と具体的取り組み案の抽出、さらにムーブメントを起こす仕掛けを一緒に検討していきたいと考えている。来年、素案づくりの初期のところで、(仮称)多摩市子ども気候アクション、名称や内容、たてつけが若干変化していくかもしれないが、こういったものもぜひ行って若い世代の意見をしっかり受け止めながら次期計画をつくり上げていきたいと考えている。

最後、5番、受託会社の決定であるが、策定に当たってはコンサルの専門知識も必要なため、令和4年4月からプロポーザル方式による受託者の選定作業を進め、令和4年8月にアオイ環境株式会社決定をした。なお、8月18日に開催した第1回審議会から参加をしていただいている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員 一つ確認であるが、今の予定する市民協働手法のところでは12歳以上を対象に無作為抽出による市民アンケートと言われたが、結局無作為抽出で12歳以上になると、12歳が1人かもしれないし、50歳が七、八人かもしれない。そのバランスをどう考えておられるのかをお聞きする。

佐藤環境政策課長 無作為抽出といっても、各年代の抽出人数はしっかり押さえて進めていきたいと思う。決して若い世代が1名になってしまうとか、逆に高齢者のほうが少なくなるということではなく、きちんとバランスを考えて無作為抽出を行っていきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、多摩市再生可能エネルギービジョン策定について、市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、11番、多摩市再生可能エネルギービジョン策定についてご説明させていただく。資料11番をお開きいただければと思う。

概要である。2030年の中期目標の制定や、2050年脱炭素に向けたシナリオ作成などを含めた多摩市再生可能エネルギービジョンの策定を進めていく。今回は目標やスケジュールについてご報告したいと思っている。2030年の中間目標に関しては、国では2013年比46%削減、東京都では2000年比50%削減と、もう既に定めているものである。多摩市に関しては、これからこのビジョンの中で定めていきたいと考えているところである。

内容であるが、今回エネルギービジョン策定に関しては、環境省の補助事業として既に採択を受けており、4分の3国からの補助金で事業を開始する予定である。受託事業者に関しては、プロポーザル方式で株式会社NTTファシリティーズが受注した。今回得られた成果に関しては、エネルギービジョンという形で公表するとともに、令和4年度・5年度で、先ほど佐藤環境政策課長から話があった次期みどりと環境基本計画の中に包含していく地球温暖化実行計画区域施策編のところに反映して施策を実行していき

いと考えているところである。

では、次のページをご覧ください。国の脱炭素に向けた動向である。こちらは書いてあるとおりである。2020年10月にカーボンニュートラルを宣言されたということと、昨年6月に地域脱炭素ロードマップが策定され、国としては、今後5年間を集中期間として施策を総動員して対応すると述べているところである。

次のページをご覧ください。多摩市では、先ほどお話ししたが、令和2年6月に気候非常事態宣言を表明させていただいた。宣言の中では2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指すというところがあったが、2050年実質ゼロを達成するために今回再生エネルギービジョンを策定し、脱炭素に向けた具体的な取り組みを加速していきたいと考えているところである。

次のページをご覧ください。再生可能エネルギービジョンの基礎調査及び施策の検討である。グラフが真ん中のところに出ている。今現状としてわかっているのが2019年のところであるが、2013年と比べて7%の削減にとどまっているという状況である。こちらのグラフの一番上のところが現状趨勢という形で、現状のまま施策を展開していった場合どのぐらいのCO₂が削減できるのか、こちらのところで言うと、そのままいくと2030年までに20%ぐらい削減されるのではないかという形が出ているが、2030年カーボンハーフ等を目指してさらに施策を追加して対応していきたいと考えているところである。

脱炭素の取り組み、市への要望等を調査するために、市民や事業者対象のアンケート・個別ヒアリング等を実施し、また、市民を対象としたワークショップ、若者の意見も伺いながら、この意見を専門家の皆さんに聞いていただいて、脱炭素に向けた具体的な施策を立案していきたいと考えているところである。

次のページをご覧ください。今現状脱炭素の施策として、現状の課題点から大きく12点を挙げている。この施策だけではなく、今挙げられている施策というところで12件挙がっているが、市民の意見等を聞きながら具体的な施策に関して詰めていきたいと考えているところである。

2050年脱炭素社会達成のための市全体の施策の展開とともに、

2030年の50%削減等を目指して加速していくために特定エリアを脱炭素先行地域とすることも検討し、積極的な温室効果ガスの削減を進めていきたいと考えているところである。

最後のページ、スケジュールである。今回単年度の事業とし、2月には国に報告を出していくという形になっている。タイトなスケジュールという形になっており、審議会や市民会議、専門家会議、その他会議というのは若者への意見聴取であるが、そういうものをこの11月ぐらいまでに一気に対応して計画をつくっていきたいと考えている。議会の皆様には今回9月でこのスケジュールを報告させていただき、12月議会で概要的な部分、素案的な部分をご報告させていただきたいと思っている。完成に関しては2月をめどに考えているので、3月にはご報告できると考えているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 頂いた資料の中で少し気がついた点について伺いたいが、4番目の脱炭素施策（案）のところであるが、検討内容を見ると、例えば、1）の①、あと「注力」と書いてある黄色いところなどは、検討内容のところ具体的に検討するというところまで書いてあると思うが、例えば、民間施設へ太陽光発電を最大限導入というところについては事例収集という形になっていて、ただ収集するだけで具体的な仕組みの検討までは進んでいかないようなニュアンスをこの表だけ見たら感じるが、その点については受注された事業者からどのような提案がなされたのかという点が気になっているので、もしあればお答えいただきたいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 こちらに関しては、事業者から今多摩市の課題という形で上がってきているものを転記させていただいた資料である。2番のところは事例収集という形で確かに事例を収集しておしまいかというところはあるが、事例収集して二酸化炭素が減るものではないので、事例を収集してどうやったら設置をふやしていけるのかという具体的な検討をしていただくというのが今回の委託という形になるので、具体的な対応というところまでしっかりとやらせていきたいと思っている。

岩永委員 ②のところだけお話をさせていただいたが、例えば広域連携による環境

価値の調達の話、あと公共施設利活用による市内活性化と脱炭素化推進というところで、実は多摩市にとってこういうところを具体的にやってもらいたいというあたりが事例整理にとどまっているような印象が否めないの
で、これは整理をされただけという話であるが、市でやってもできることは別に委託しなくてもよいわけで、自分たちでやればよいのであるが、民間の皆さんのいろいろなノウハウを生かしていくというときに、一番大事なところが事例整理にとどまっているということは少し頭に置いていただきながら、私たちも一緒にということになると思うが、具体策につなげていけるような計画づくりをしてほしいということだけ申し上げておきたいと思う。

岩崎委員

その下のところであるが、脱炭素先行地域を選んでというお話が書かれているが、この選び方というのはどういうところを選ぼうとしているのか。つまり、ここだったら可能かというところを選ぶと結果的に、そこは可能かもわからないが、より難しい地域が残ってしまうこともあるかと思う。どうしても出すのは事業者だったというのが見えていたところがあると思うので、そういうところと協力しながらするためにも、事業者のある地域で理解を得ながらそこを選ぶような展開が逆の意味で、最初大変かもわからないがあとは動き出せるということもあるかと思うが、そのこのところはどのように考えておられるのかお聞きする。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 脱炭素先行地域のところである。こちらに関しては、先ほどお話のあったとおり市の起爆剤となるようなところ、大きくCO₂を排出しているようなところに対して集中的に今検討を進めているところである。ただ、こちらに関しては、地域と銘打っているとおり、市だけでここをやりたいと言ってもできるものではなく、そこに立地している企業との調整をしっかりとしながら話を進めていかななくてはいけないものという形になっている。そういう意味では、候補地、候補企業というところに関してはある程度絞った状態で、アンケート等でも一緒に対応を考えていただけないかというところを今現状確認している最中である。

松田委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、令和3年度分 多摩市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量算定報告について市側の説明を求める。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 それでは、12番、令和3年度分 多摩市事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の報告についてご説明をする。今回算定の報告に関しては、各計画に基づいて削減を目指しているところであるが、下表のところに国や東京都、多摩市の目標が書いている。そこで大きく囲ってある地球温暖化実行計画というところで、電気の使用料に関してと温室効果ガス削減の目標を設定しており、今回はそちらの数値の報告という形になるのでもよろしく願います。

次のページをご覧ください。2番、エネルギー使用量についてである。実行計画で電気使用量を令和4年度までに平成28年度の実績から6%削減するという目標である。こちらの目標に関しては、表の上の28年度比というところがあり、マイナス26%という形で大きく、数値が上がっているところである。こちらに関しては、コロナ禍等の影響があったところもあるが、地道にLED化、電気の削減を進めてきた結果ではないかと考えているところである。

下表のところの事業者別の電気使用量に関しては、各事業者ごとに電気の使用量、電気をつくるものに対してかかるCO₂の量が違うという表である。後ほど説明をさせていただく。

3番に行って、温室効果ガスの排出量という形である。温室効果ガスの排出量に関しては、平成22年度から令和4年度までに10%削減するというところである。こちらに関しても、下の表のところで見いただくと、くくってあるところで21%削減という形になっている。こちらは目標10%に対して大きく削減ができているところである。ただ、こちらに関しても、コロナウイルスの関係による開館時間の短縮、パルテノン多摩の工事期間というところもあるので、全てよくなったと考えるのも軽率かと考えているところであるが、目標以上の成果が出ているという状況である。

最後、4番、排出係数と排出量のところである。今回CO₂の排出量に関しては、基礎排出係数というものを使った。こちらは電力会社が電気をつく

るときにどれぐらいCO₂を使っている、1キロワット当たりどれぐらいのCO₂が出ているかというところで数字を出している。

もう一つ、こちらに関しては、CO₂のゼロの電気というところに関して調整後排出係数という件数が同じく公表されている。多摩市では令和3年1月から、低圧電力に関してCO₂ゼロの電気に切り替えている。こちらに関しては、調整後排出係数としてCO₂の排出係数がゼロになるような形になっている。

裏面のページをご覧ください。こちらの上の表である。今回電気のCO₂の排出係数のところであるが、令和3年度9,664トンCO₂が出ていたという形であるが、調整後排出係数で考えると9,418トンのCO₂だったという形になる。次年度以降は本庁舎等の高圧受電施設に関してもCO₂がゼロという形の排出係数になるところである。電気料に関しては、その当時計算したところ3,160トンのCO₂が削減できるのではないかと考えている。9,418から3,000トンほど来年度に関しては減っていくのではないかと考えているところである。先ほどもお話ししたとおり、コロナ禍で全ての施設が空いていたわけではないので、こちらで全てうまくいっているという状況ではないが、引き続きCO₂の削減、電力消費の削減について取り組んでいきたいと思っている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員 電気の使用料についてはわかったが、都市ガスがふえていて、これに関してはまとめのところにもきちんと平成22年度や平成28年度比でも増加しているということは載っているが、その後のことが載っていないので、その後についてはどう考えているのかということだけ伺いたいと思う。

市ノ瀬地球温暖化対策担当課長 説明が足りず申しわけない。都市ガスに関しては、ここ数年ふえているという状況である。また、都市ガスに関しては、冷暖房に使っているところがふえているという状況である。コロナ禍で窓を開けながら暖房・冷房しているので、やはりふえているという状況が続いている。コロナの感染症というところもあるので、そちらに関してはある程度やむを得ない部分という形では見ているが、その中でも削減ができること、省エネができることに関して市内での取り組みを進めていきたいと考えていると

ころである。

岩永委員 都市ガスについては、ここでは二酸化炭素の排出量について多分計算がされていないのかと思ったが、結局都市ガスがふえてしまった分をどこかで削減できていればよいと思うが、その辺りの関係性が見えてこなかったものでどうなのかと思った。いずれにしても、今この状況であるからいろいろな評価の仕方があるかと思うが、都市ガスがふえていることは頭に置きながら、トータルとしてCO₂の削減に取り組んでいていただきたいということだけ申し上げておきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、公園内駐車場有料化に係る条例改正について(事前説明)、市側の説明を求める。

長谷川公園緑地課長 協議会13の資料をお開きいただければと思う。リード文にあるとおり本件は令和4年1月に整理した市の駐車場活用の基本的な考え方に基づいて市立公園内駐車場を拡張整備するとともに、有料化を実施する。そのため、令和4年12月議会に上程する条例改正案の概要等を事前説明させていただくものである。

1、対象駐車場であるが、市立公園内に設置されている駐車場は、その多くが利用ニーズに対して駐車可能台数が不足しており、駐車スペース外への駐車や路上駐車等が発生するなど、駐車場環境の改善や利便性向上が必要となっている。こうしたことから、公園駐車場の拡張整備を行い、駐車場環境の向上を進めるとともに、有料化により整備費用と利用の適正化を図っていく。対象となる駐車場は3ページ目に、別紙としてつけているので後ほどご覧いただければと思う。米印のとおり基本的には10台以上が駐車可能なところを対象として予定しており、10台未満でも利用ニーズが高いものは対象に入れていくという考えで進めている。

2、改正する条例名である。多摩市立公園条例の改正を行い、有料施設に駐車場を加えるとともに、多摩市立多摩中央公園内駐車場の管理運営に関する条例を改正し、その維持管理に関する事項を多摩中央公園に限定する

ものではなく、市立公園全ての駐車場に適用することとする。

次に、3の料金体系である。(1)の基本料金は、入庫後30分までは無料、以降1時間ごとに100円とする。(2)の最大料金であるが、朝6時から夜の8時までは最大料金700円、夜の8時から朝の6時までは最大料金300円とする。(3)の大型自動車については、普通自動車の占用面積分の料金を基本として大型自動車の占用面積分の料金を徴収する。隣の稲城市の事例を参考にさせていただいて、普通自動車の3倍という形での規定を予定している。(4)の割引サービスについては、まず1つ目として障がい者利用車両は全額免除とする。

次のページに進んで、2つ目に、スポーツ施設での市民大会については、役員・審判など運営に携わる利用は全額免除とする。3つ目に、武道館の指導員であるが、こちらは市事業の運営に携わっていただいているため、こちらも全額免除とする。米印のとおり市民大会以外の大会役員、市民大会含め参加者に関しては、最大料金を当初の1,000円から700円に引き下げて負担軽減を行う対応としている。

次に、4の実施スケジュールである。12月の定例会で条例改正案を上程させていただきたいと思っている。お認めいただいたら、令和5年度は駐車場拡張等の整備工事の設計、また既に整備済みの駐車場より順次有料化を開始する。令和6年度から7年度にかけて工事を実施していき、工事完了後順次有料化を開始していくというスケジュールを考えている。

最後に、5、これまでの経過である。令和4年2月に庁内で公園駐車場整備と有料化について取り組みを進めることを決定した。6月の定例会では、本生活環境常任委員会に取り組み内容をご報告させていただいた。7月から8月にかけて多摩市体育協会加盟団体への取り組み内容の説明、また市内5か所で計6回の市民説明会も開催させていただいた。今回の報告内容は、ここでいただいた意見を料金体系等へ反映させたものとなっている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩永委員

これまでの経過のところは市民説明会のことが記載されていたかと思っているが、全部5か所で6回の市民説明会を行われたということであるが、何人ぐらいの方がそれぞれの会場で参加されたのかについて伺いたいと思

う。

長谷川公園緑地課長 各回多くて五、六名で、合計すると大体40名ぐらいのご参加があったところである。

岩永委員 参加者が多いとか少ないということではなく、実際に例えばその5か所で6回の市民説明会という形で会場も取り、皆さん準備もされて頑張って説明会をされているわけである。あとは呼びかけたが参加するかしらないかは市民側の都合もあるかと思うが、私、先ほどから申し上げていて同じことであるが、別に隠すつもりも全然ないと思うが、この会場では何人の参加者があったかを事実として記録しておくことは非常に大切だと思っているので、別の資料や内部の資料ではそういうことが記録されているのかもしれないが、ぜひ議会にも、この会場でこれだけ参加した人がいたという形で、大変であるが、きちんと事実を記載することをお願いしておきたいと思う。

岩崎委員 最後のここでいただいた意見を料金体系に反映されたというところで、変わった時点、このときに変えたことがあればお聞きする。

長谷川公園緑地課長 市民への説明、利用者の方への説明というところでは、市民説明会のほかに体育協会の加盟団体にも説明をさせていただいて、いろいろご意見いただいたところである。概して有料化そのものについては必要性等納得をいただいているものの、有料化によりかかってくる個人への負担はなるべく小さくしてもらいたいというご意見、あとは最大料金のところで、スポーツ活動等を行う中で活動時間と最大料金の時間がなかなか合わないところもあったので、最大料金のところを先ほど6時から8時までは700円とご案内させていただいたが、これは当初は1,000円であった。また、最大料金の時間帯も、6時からスポーツを開始している団体も多かったため、6時から8時という設定にしたというところで反映させていただいている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

それでは14番、ペットボトル水平リサイクルに関する協定締結について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 14番、ペットボトル水平リサイクルに関する協定締結について、ごみ対策課から資料に沿ってご説明する。

1、趣旨。令和4年8月25日に多摩市は、サントリーグループとの間で、ペットボトル水平リサイクルに関する協定を締結した。この協定に基づき、令和5年4月から、多摩市が市内の家庭等から収集した使用済みペットボトルの全量をサントリーグループが指定する再資源化事業者へ引き渡す。これにより、本市の使用済みペットボトルの水平リサイクルを実現する。

2、協定先等。サントリー食品インターナショナル株式会社、サントリーホールディングス株式会社及び多摩市の三者である。なお、使用済みペットボトルの引き渡し先は、サントリーホールディングス株式会社が指定する企業と別途契約締結する。

3、この協定の多摩市にとっての意義。1つ目、多摩市プラスチック削減方針で掲げたペットボトルの水平リサイクルの実現に資すること。2つ目、多摩市プラスチック削減方針の基本原則4R+リニューアブルの実現に資すること。3点目、ボトルtoボトル技術で60%のCO₂削減を実現することにより、多摩市気候非常事態宣言の3本の柱の一つ「2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指す」の実現にも資すること。4点目、サントリーから多摩市の環境教育について協力が得られること。

4、その他として、別添資料をご覧願う。多摩市×サントリー、ペットボトルのボトルtoボトルリサイクルの取り組み。

2ページ目をご覧願う。背景：日本におけるペットボトル回収率とリサイクル率。日本においてペットボトルの回収率は96.7%、リサイクル率が88.5%であり、ペットボトルはリサイクルの優等生とされている。

次のページ、3ページ目をご覧願う。多摩市におけるペットボトルリサイ

クルの取り組み。令和4年2月に多摩市プラスチック削減方針を定めたが、その基本原則として4R+リニューアブルの推進を掲げている。これは、多摩市においてリニューアルリニューアブルとは、資源投入を最小限にしてプラスチックを極限まで循環利用していくことを言っている。

次の4ページ目をご覧ください。ボトルt oボトルリサイクルによる持続可能な社会の実現。左側の図がペットボトルリサイクルの現状を示している。先ほど日本におけるペットボトル回収率は非常に高いと申し上げたが、しかしながら、ペットボトルからペットボトルにリサイクルされている割合は15.7%にとどまっている。それ以外のものは衣類や食品トレーなどにリサイクルされ、もとの形に戻ることは、水平リサイクルされることはない。そして、主に最終的には焼却をされている。右側の図がペットボトルのボトルt oボトル水平リサイクルの図である。これによると、使用済みのペットボトルは全てペットボトルに再生されることになっている。

飛んで7ページ目をご覧ください。回収したペットボトルの流れ。多摩市の使用済みペットボトルは、これまでは入札によって再資源化事業者が決定していた。その結果、水平リサイクルされる場合もあったが、線維や食品トレーなどにリサイクルされる場合もあった。これを下の独自ルートに切り替えることにより、確実に水平リサイクルするということを今回狙っている。

8ページ目をご覧ください。右側に多摩市にとってのメリット。先ほどご紹介した4つが並んでいる。③のところに、ボトルt oボトル技術で60%のCO₂削減を実現するというものを掲げているが、このボトルt oボトル技術というのは、私の手元にお示ししたペットボトルを細かく砕いたフレークからペットボトルの原料となるプリフォームにし、これを膨らましてペットボトルにする。こちらを造る際の間工程を省略することにより60%のCO₂削減を実現するというものである。これによって多摩市のペットボトルの水平リサイクルを今後促進していきたいと思っている。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

岩崎委員

私たちが水平リサイクルが大事だと言ってきていて、本当に現実になってよかったなと思うが、こういうのは何度も使えるということはあるが、造ったものがそのまま同じ量できるものなのかが聞きたいのと、もう一つは、

サントリーとの契約ということで、どんなペットボトルでも一応は回収できるのかをお聞きする。

薄井ごみ対策課長 先ほどの別添資料の4ページで、右側の図にペットボトルの水平リサイクルによると全てペットボトルに再生すると書かれているが、再生の過程では一定のロスも発生するというので、歩留りは100%ではないとメーカーからは聞いている。その部分は、左の図と同じように化石由来原料を新たに投入する必要があるが、メーカーのほうでは、今後この新たに投入する分も植物由来の原料に切り替えることを研究していると聞いている。多摩市が収集したペットボトルは、メーカーを問わずサントリーが指定した再生事業者が買い取ることになっている。

大くま委員 市民から回収に出していただくのはこれまでと同じやり方でよいのか一つと、今の話だと多摩市内で回収したペットボトルは全てサントリーに行くようになるのかを確認したいと思う。

薄井ごみ対策課長 市民にとってのペットボトルの出し方が変わるのかというご質問かと思うが、こちらは基本的に変わらない。ただ、私どもとしては、従来市民の皆様は必ずキャップを外し、ラベルを剥がし、中をすすいで軽く潰して出してほしいという啓発をしてきた。この際に、どのような製品に生まれ変わるのかを説明できるようになるので、こういった啓発がよりやりやすくなるというメリットがあるのではないかと考えている。それから、全てのペットボトルがこのルートで再資源化できるのかというお話であるが、多摩市の行政収集で集めたペットボトルは全量このルートで資源化することを考えている。

藤原委員 多摩市のリサイクル協同組合の回収の仕方というのは今までどおり変わらないのだろうか。2つ目が、事業者責任として造って売り出すから最後まで見届けるという責任が初めてスタートするのだろうか、よいことだと思う。買い取ると先ほど課長は言われたが、例えば立米幾らなのか、その辺でわかることはあるのか。

薄井ごみ対策課長 まず現在多摩市リサイクル協同組合に委託しているペットボトルを含む資源物の選別業務の中でのペットボトルの選別作業については、基本的にこれからも変わらないと考えている。それから、価格についてであるが、

協定の中で初年度はキロ当たり 81 円と定めている。それ以降については毎年度協議して決めることになっている。

藤原委員 1 キロ 81 円というのは大体このようなものなのだろうか。

薄井ごみ対策課長 多摩市の現在の容器包装リサイクル協会のルートでの引き渡し価格が、高いときで大体それくらいの水準になっている。今後も、そういった多摩地域の落札価格を参考にメーカーと協議して決定していきたいと考えている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて 15 番、百草団地のごみ有料指定袋取扱店について、市側の説明を求めらる。

薄井ごみ対策課長 15 番、百草団地のごみ有料指定袋取扱店について、ごみ対策課から資料に沿ってご説明する。

1、趣旨。百草団地商店街内のスーパーヤマザキが令和 4 年 6 月末をもって閉店した。これを受けて、市では、百草団地内に多摩市のごみ有料指定袋取り扱い店を引き続き確保すべく対応しており、その状況を報告する。

2、対応状況。(1) 代替店舗の確保について。5 月下旬スーパーヤマザキから 6 月末で閉店する予定だと電話で連絡があった。2 点目、百草団地商店街内で各店舗と交渉を開始した。3 点目、キッチンパークに 7 月から 9 月までの契約で取り扱い店をお引受けいただいた。4 点目、10 月以降の取り扱い店については引き続き商店街内の店舗と交渉中である。

(2)、移動販売車について。京王電鉄株式会社が週 2 回移動販売を開始した。多摩市の家庭系有料指定袋も取り扱っている。粗大ごみ処理券も取り扱っていただけるよう交渉中である。

(3) その他。百草団地内ではないが、8 月末からセブンイレブン日野高幡不動駅前店も多摩市の家庭系有料指定袋及び粗大ごみ処理券の取り扱いを開始した。

以上であるが、この資料策定後に新たな動きがあった。まず(2)の移動販売車について、最後に粗大ごみ処理券も取り扱っていただけるよう交渉中として資料は作成したが、その後お断りの連絡をいただいている。家庭系

有料指定袋は販売をしている。それから、(1)の最後の点であるが、10月以降の取り扱い店について商店街内の店舗と交渉したが、全てお断りいただいたという状況である。これを受けて、ごみ対策課では、同じ商店街内にある自治会事務所で取り扱っていただく方向で現在交渉しているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

本間委員 今自治会事務所で取り扱っていただくということで、とりあえずよかったかと思うが、扱っていただく手数料等はどのようになっているのか。

薄井ごみ対策課長 自治会事務所とはまだ交渉中で決定ではないが、ほかの取り扱い店と同様基本的に6%の手数料で交渉をしたいと考えている。

本間委員 曜日等、なるべく毎日買えるような形にさせていただきたいと思っている。あと粗大ごみの処理券を扱ってもらえないということで、そちらは自治会でいかなのか。粗大ごみの処理券について、百草団地の方はどこで求めることができるのかお伺いする。

薄井ごみ対策課長 先ほど移動販売車では粗大ごみ処理券を取り扱っていただけないというお話を申し上げたが、(3)で申し上げたセブンイレブン日野高幡不動駅前店では粗大ごみ処理券も扱っている。また、商店街の自治会事務所でも取り扱っていただくように今後交渉したいと思っている。

大くま委員 粗大ごみの処理券のことであるが、普通に考えるとごみ袋も粗大ごみもそんなに扱いが変わらない、かさばらない分そちらのほうが扱いやすいのではと考えるわけだが、何か課題があるのか、どのように考えているのかだけ確認したいと思う。

薄井ごみ対策課長 移動販売車で粗大ごみ処理券が取り扱えないことについては運営会社側のご都合であり、そのような申し入れをいただいたということである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16番、令和5年度の有料指定袋の仕様変更について、市側の説明を求める。

薄井ごみ対策課長 16番、令和5年度の有料指定袋の使用変更について、ごみ対策課か

ら資料に沿って説明する。

1、趣旨。令和5年度から使用のごみ有料指定袋のうちボランティア袋・清掃デー袋の材質にバイオマスプラスチックを10%配合する。

2説明。(1) バイオマスプラスチックとは。バイオプラスチックには、次の2種類のプラスチックが含まれる。①バイオマスプラスチック、これは植物などの再生可能な有機資源を原料とするものと言われる。②生分解性プラスチック、これは微生物の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解するものと言われる。今回配合するのは、①のバイオマスプラスチックである。

(2) 目的。温室効果ガスの削減。化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用削減、温室効果ガスの排出抑制の観点から、燃やせるごみの有料指定収集袋について、化石資源由来プラスチックからバイオマスプラスチックへの転換が求められている。

(3) 対象。対象は2つ。まず1つ目がボランティア袋。これは用途としては市に登録したボランティアが公園道路等を日常的に清掃する際に使用する袋である。年間製作予定枚数は20リットル入り2万6,250枚、45リットル入り5万1,250枚の予定である。2つ目が清掃デー袋である。この用途は、ごみゼロデー、市民清掃デーに参加する団体が使用する袋である。年間製作予定枚数は45リットル入り1種類で、2万6,500枚である。

3、その他。将来的には段階的に対象を広げ、かつ配合率も25%を目指したいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大くま委員 将来的には段階的に対象を広げていくということで、一般に家庭で使われるような燃やせるごみの袋についても配合していくのかということが一つと、多摩市のごみ袋は品目によって用途によって素材をたしか分けていたかと思うが、燃やせるごみ以外の袋についてはどのように考えているのかお聞きしたいと思う。

薄井ごみ対策課長 国は令和元年度に定めたプラスチック資源循環戦略の中で、特に可燃ごみ指定収集袋などその利用目的から一義的に焼却せざるを得ないプラス

チックには、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを最大限使用し、かつ確実に熱回収すると定めている。これを受けて、市としても、基本的には家庭系の燃やせるごみの袋についてバイオマスプラスチックの導入かつ配合率を徐々に上げていくことを考えている。それ以外の品目については、特に今のところ方針は定めていないが、場合によってはバイオマスの配合ではなくリサイクルを進めるという方向も考えたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

（協議会終了）

午後 1時22分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午後 1時22分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長

松田 だいすけ